

各種施策の今後のあり方

町の将来ビジョンや特化する施策について

Q 行財政改革に対する町長の方針（行政サービスのうち残すべき施策が何で、いかにして町の活力を維持していくのか）

A 現在、私たちが実行しようとしている行財政改革は、平成十五年度を初年度とする財政健全化計画の道のりの継続でもあり、すでに実行できるものとして一億三千万円余の事務事業などの見直しを決め、改革を進めています。

一方、来年度から三カ年計画で打ち出す改革案は、住民生活に大きく影響する部分や、国の三位一体改革を見極めて行う必要があり、国や県の状況と無関係には進むことができません。このようなことから、町としては行財政改革推進委員会を設置して、広く町民の皆さんの意見を集約しているところでです。

将来のまちづくりの展望としては、財政的には、まず、基金からの恒常的繰り入れを失くした健全財政を実現し、そのもとで近隣でも高齢化率が高い我が町で、「高齢者のかたがたの知識経験を活かす高齢者対策」や、未来を担う子供やその子育て世代を力強く支援出来る少子化対策」を政策の重点に置き、一方、

文化と歴史が匂う中で賑わいと交流のある教育のまちづくり」を目指し、一歩一歩着実に歩んでいきたいと思えます。

この理念のもとで、笠松町らしい特化した施策を打ち出し、誰もが笠松に誇りを持てるまちづくりを進めたいと思えます。

Q 財政の弾力性を保つためどのような施策を考えているか

A まず、行政の関与すべき分野や守備範囲を見直し、民間または国および県・町との役割分担の明確化を図ります。更に、新しい課題への的確な対応を図るため、現在行っているように聖域なしに施策の選択・再構築を行います。そして、それらにふさわしいスリムで効率的な執行体制を確立します。また、地方主権を確立する視点から、安定的な財源の確保を図るということに尽きます。

各施策の今後のあり方について

Q 南事務所必要性について

A 南事務所については、現在のような事務所としての活用は廃止したいと考えています。なお、そうなった場合の跡地利用や、その活用方法が無い場合の処分などの課題はありますが、引き続き多角的な検討を行い、議会や行財政改革推進委員会の

検討委員会の中間報告がなされましたように、その存廃が大きく議論されているところです。確かに競馬場自体は、ここ数年収益を生まず、基金も年度内には底を突くことが言われていますが、当町の皆さんには直接・間接を含め多大な影響を及ぼすことが想定されます。本事業は組合で運営されていますので、構成団体と十分議論を重ね慎重に結論を出していきたいと思えます。

Q 全事務事業の見直しで今まで町が育んできた良い施策が無くなってしまわないか

A 単独町政継続にあたっては、例外なしに全事務事業の見直しを行い、今後の町政運営が円滑に行えるよう体力強化を図る必要があります。現段階での改革案は決定ではなく、町としてこの財政の中の推移を見ながら議会とともに判断し、諮問機関である行財政改革推進委員会の答申を踏まえ、最終的な行財政改革案として議会に提出していきたいと考えています。

Q 街路灯について

A 防犯対策など、本事業が果たしてきた役割は大でありますが、一部では交通量が少ない農道などに街区と同様の基準で設置することに疑問を投げかける意見もあります。今後は、街区とそれ以外の地域別に設置基準を設け、不必要となった灯具は、当面はストックし、今後取り替えを要する場所で活用するなどし、事業の継続をしていきたいと考えています。

Q 保育所の民営化について

A 保育所運営につきましては、当面は、保育料を国の基準に近づけることなどで改善を図っていきませんが、公立保育所措置費の一般財源化の影響は大であり、民営化も将来の課題として検討していきたいと考えています。この保育所の民営化という課題は、国の政策（仕事と子育ての両立支援策の方針）でもありませんので、保護者に急激な負担が掛からないことを基本に時間を掛けて検討していきたいと考えています。

Q 町民プールの今後について

A 今年度は、安全性の確保が出来ないことを主たる理由に、オープンを前に急ぎ中止しました。しかし、今年は猛暑であったことから、数人のかたから中止を残念がる声をお聞きしました。今後は、このサーピスを単体で議論するのではなく、行財政改革の中で、公共施設全体のあり方、市民協働を活かした管理方法など、多角的な検討を行い、継続するか否かの結論を出したいと思えます。

Q 下水道の受益者負担金について

A この問題は、合併の議論の中で大きく議論されてきた課題でありましたが、私の感触としては、合併ならやむを得ないという意見が大勢であったかと思っております。

答申を踏まえて政策決定していきたいと思えます。

Q 町民バスの運行の継続について

A 「受益者負担を基本とした住民負担の公平性を確保する」ことは、今回の改革の大原則であり、公共施設巡回町民バスの運賃有料化（ワンコイン化）は避けて通れない課題です。運行中のバスは耐久上の問題から更新の時期を迎えており、これを機会にバスの低床化と車椅子対策を行いたいと思えます。

今後も運行の効率化を図ると共に、県の助成制度も活用して、財政負担を少しでも軽減して事業の継続をしたいと思っております。

Q 街路灯について

A 防犯対策など、本事業が果たしてきた役割は大でありますが、一部では交通量が少ない農道などに街区と同様の基準で設置することに疑問を投げかける意見もあります。今後は、街区とそれ以外の地域別に設置基準を設け、不必要となった灯具は、当面はストックし、今後取り替えを要する場所で活用するなどし、事業の継続をしていきたいと考えています。

Q 保育所の民営化について

A 保育所運営につきましては、当面は、保育料を国の基準に近づけることなどで改善を図っていきませんが、公立保育所措置費の一般財源化の影響は大であり、民営化も将来の課題として検討していきたいと考えています。この保育所の民営化という課題は、国の政策（仕事と子育ての両立支援策の方針）でもありませんので、保護者に急激な負担が掛からないことを基本に時間を掛けて検討していきたいと考えています。

Q 町民プールの今後について

A 今年度は、安全性の確保が出来ないことを主たる理由に、オープンを前に急ぎ中止しました。しかし、今年は猛暑であったことから、数人のかたから中止を残念がる声をお聞きしました。今後は、このサーピスを単体で議論するのではなく、行財政改革の中で、公共施設全体のあり方、市民協働を活かした管理方法など、多角的な検討を行い、継続するか否かの結論を出したいと思えます。

Q 下水道の受益者負担金について

A この問題は、合併の議論の中で大きく議論されてきた課題でありましたが、私の感触としては、合併ならやむを得ないという意見が大勢であったかと思っております。

この日、町からは現在、行っている約1,700項目の事務事業の見直しによる改革案として、都市計画税の創設をはじめ、乳幼児・児童・生徒医療費助成など、117項目の改革案を委員会に提出し意見を求めました。委員からは、「都市計画税などの新たな財源確保は、町の突出した事務事業を徹底的に見直し是正した上での審議でなければならぬ」、「乳幼児・児童・生徒医療費の助成は対象年齢を引き下げ、他の子育て支援策（就労と子育ての支援など）の検討も必要ではないか」などといった活発な議論がされ、次回委員会においても更に審議されることとなりました。

改革案は、委員会での協議を経た答申を踏まえ、最終的な行財政改革案としてまとめたものから、順次、広報紙などで皆さんにお知らせします。

委員会の主な意見（抜粋）

事務事業名	意見の要約
都市計画税の創設	・財源がないから都市計画税を創設するのではなく、どういった事業を行うから都市計画税を賦課するというプランが必要である。 ・他自治体と比べて笠松町の突出した事業を見直し、是正してから審議すべきである。
乳幼児・児童・生徒医療費助成事業	・人口が増えているなどのメリットもあり継続をされたい。 ・医療費助成ということではなく、働く親の子育て支援といった方法も考えるべきである。 ・15歳までは無料だからという安易な助成制度の利用にも問題がある。 ・子育て支援全体の中で対象年齢の引き下げなども検討する必要がある。
保育所通園バス運行事業	・利用料の徴収は必要ではあるが、3年位で段階的に3,000円位に持っていくような方法も検討されたい。
笠松保育園通園バス管理運行助成事業	・現在の通園バスは老朽化しており、使用ができなくなった場合は廃止したらどうか。
下水道受益者負担金	・住民の皆さんに笠松町が本当に大変な状況にあるということを知っていただくためにも下水道受益者負担金、乳幼児医療費の助成などを現行どおりではなく、見直しをしなければならない。 ・先の合併協議でもネックとなった問題であり、この際、解決すべきである。
厚生会館運営事業 松枝公民館運営事業 下羽栗会館運営事業	・無人化などの案もあるようだが、火気などの安全性に関する問題があり、十分検討の必要がある。

今回の行財政改革は、笠松町が旧来の行政システムから抜け出し、住民と行政が一体化したパートナーシップに基づく新しい行政システムに転換するためのものです。このためには、行政と皆さんが情報を共有しながら住民参加で創り上げる真の行財政改革でなければなりません。そこで今月は、9月24日に開催された笠松町議会一般質問で広江町長が行財政改革に対する基本的な考えを述べましたので、その内容を中心にお知らせします。

一方、今後、合併問題が生じた場合、再びこの議論が繰り返されたり、行政界の施工上の問題を解決するため、この際、解決すべきとの意見もあります。行財政改革を検討するこの段階で、皆さんの理解を求めめるのは大変困難であるので、基本的には、「下水道受益者負担金制度」を持たない政策を継続する思いでありませんが、もう少し、皆さんの意見をお聴きし、議論を展開しながら結論を導きたいと思えます。

Q 乳幼児等医療費助成について

A この課題についても合併協議会では何度も継続協議となつたように、笠松町にとってはアイデンティティとも言える施策であるかと思えます。しかし、この施策も合併協議の中であったから、継続を声高に議論したとも言え、現時点では肯定する意見ばかりではないと思っております。

この施策については、「予防医療施策」と「安心して治療が受けられる施策」の二つの考え方がありますが、財政的な見地から両施策をバランスよく考え行うことが必要であります。従いまして、子育て支援策全体の中で対象年齢などの要素も考慮に入れながら、もう少し時間を

かけて議論してまいりたいと思えます。

Q 各施設などの委託料の見直しについて

A 法定的なものについては、発注方法などを見直すことにより合理的な発注形態を確立し、少しでも経費を削減したいと思っております。また、機能維持などに係るものについては、一時的には職員によることを先にも提案していますが、これにも限界がありますので、市民協働の精神を普及し、「皆の施設は皆で守ろう」をスローガンに町民の皆さんにお手伝いいただく仕組みを構築することを、安全面には最大限配慮をしつつ進めていきたいと考えています。

Q 歴史民俗資料館の今後の方針について

A この建物は無償貸与を受けているものでありますが、町としては立地的に最良の場所であることから、当面、この形態での運営を考えています。なお、その管理方法については、文化行政をトータルに捉えて公民館などとの一体的な体制の下で運用し、少しでも運営経費が削減出来るよう検討していきたいと考えています。

Q 笠松競馬場について

A この問題については、先に

町民プールの今後については、今年度は、安全性の確保が出来ないことを主たる理由に、オープンを前に急ぎ中止しました。しかし、今年は猛暑であったことから、数人のかたから中止を残念がる声をお聞きしました。今後は、このサーピスを単体で議論するのではなく、行財政改革の中で、公共施設全体のあり方、市民協働を活かした管理方法など、多角的な検討を行い、継続するか否かの結論を出したいと思えます。